

平成31年度 保険者機能強化予算について

予算の見直しについて

【背景】

- 協会においては、支部毎の加入者数や総報酬に応じた予算が本部より支部に措置されており、支部はその予算枠の中で事業を実施している。
- これまでの支部の予算は、以下に大別できる。

- ① 事務室の賃料や審査医師への謝金等、支部の基本的な業務に必要な予算 （基礎的業務予算）
- ② 地域の実情等を踏まえた取組（医療費適正化対策、広報や意見発信、一部の保健事業等）を推進するために必要な予算 （特別計上関係予算）
- ③ 保健事業における重点的な取組等に対し、措置してきた予算 （保健事業予算）

- このうち、特別計上関係予算は予算枠を超えて予算を計上することが可能であり、超えた額は支部保険料率にそのまま反映される。
- この仕組みは協会発足時に策定されたものであるが、医療費適正化等の保険者機能の推進に積極的な支部ほど支部保険料率が上昇するリスクを伴う側面を持っており、取組に消極的にならざるを得ない状況となっている。また、富山支部においても、支部保険料率に反映されることを鑑み、予算枠を超えて計上したことはない。
- このような点を踏まえ、平成31年度より特別計上関係予算を廃止し、新たな予算体系に変更することとされた。

【新たな予算体系】

- 平成31年度より特別計上関係予算が廃止され、
①基礎的業務予算、②医療費適正化等予算、③保健事業予算 の予算体系に変更。
- このうち、②及び③を「保険者機能強化予算」として位置付けるとともに、医療費適正化対策や保健事業を一層推進させ、保険者機能の更なる発揮を進めていくことから、協会全体の予算枠を増額する見込み。（富山支部においても増額となる見込み。）

予算体系の見直しのイメージ図

平成30年度（旧）

①基礎的業務予算



支部に配分される予算枠

②特別計上関係予算



超過分は保険料率に反映

③保健事業予算



支部の基本的な業務

医療費適正化対策や
広報・意見発信等

一部の保健事業

データヘルスや受診
勧奨、重症化予防等

平成31年度（新）

①基礎的業務予算



保険者機能強化予算

②医療費適正化等予算



③保健事業予算



（注） 図中の金額は、富山支部における粗い予算額を記載している。また、平成31年度はあくまでも見込みであり、変更があり得る。

保険者機能強化予算について

【平成31年度保険者機能強化予算（粗い見込み）】

- 医療費適正化等予算
 - ▶ 広報や意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進等に充てられる予算枠（約1,200万円）
- 保健事業予算
 - ▶ データヘルス計画や受診勧奨対策、重症化予防対策等の保健事業に充てられる予算枠（約4,500万円）

【平成31年度における支部事業について】

- 富山支部においては、保険者機能の更なる発揮に向けて既存事業の強化を図るとともに、予算見直しの趣旨を踏まえ、新規事業を進めていく。また、主な新規事業は以下のとおり。
 - ▶ ジェネリック軽減額通知サービスの未切替者に対する介入
 - ▶ 若年層を対象としたジェネリック医薬品の使用促進
 - ▶ 医師会・薬剤師会と連携した重複投薬、多剤処方者への介入
 - ▶ 資格喪失後受診の防止に向けた取組
 - ▶ インセンティブ制度等の各種制度や取組の周知
 - ▶ 事業者健診結果の入力委託
 - ▶ 特定保健指導の未実施者に対する再勧奨・注意喚起
 - ▶ ホームページを活用した特定保健指導実施率向上のためのオンライン予約
 - ▶ 健康づくり等に関する事業所実態調査
 - ▶ 糖尿病性腎症患者の重症化予防対策
 - ▶ 39歳の加入者向け次年度特定健診の案内

平成 31 年度 富山支部保険者機能強化予算一覧（案）

● 医療費適正化等予算

予算区分	分類	事業名	事業概要	予算額 (単位：千円)
医療費適正化対策経費	企画部門	ジェネリック軽減額通知サービスの未切替者に対する介入 （新規）	● ジェネリック軽減額通知サービスにおいて切替に至っていない加入者に対して、ジェネリック軽減額通知送付後翌月にリーフレットの送付等による連続した介入を行う。	96 千円
		若年層を対象としたジェネリック医薬品の使用促進 （新規）	● ジェネリック使用割合が低い0～19歳を扶養している被保険者に対して、子ども医療費助成の対象から外れる時期を捉えてリーフレットの送付等による介入を行う。	96 千円
		医師会・薬剤師会と連携した重複投薬、多剤処方者への介入 （新規）	● 重複投薬、多剤処方者の医療費適正化を目的に、リーフレットの送付、ブラウンバッグ（残薬を薬局に持参させるための袋）の配付等による介入を行う。	5,762 千円
	業務部門	資格喪失後受診の防止に向けた取組 （新規）	● 健康保険証の不正使用に伴う資格喪失後受診の防止を目的に、事業所宛にポスターを送付し、事業主に対して保険証回収の協力を求める。	875 千円
広報・意見発信経費	紙媒体による広報	納入告知書へ同封するリーフレット	● 日本年金機構から送付される納入告知書にチラシを同封し、全ての事業所に健康保険制度及び協会けんぽの事業等の周知を行う。	1,488 千円 (前年度：1,476 千円)
		健康保険制度及び健康づくりに関する啓蒙のための卓上カレンダー	● 協会けんぽの事業や健康づくり等の情報を掲載したカレンダーを送付し、事業所に健康保険制度及び協会の事業等の周知を行う。	660 千円 (前年度：648 千円)
	その他の広報	インセンティブ制度等の各種制度や取組の周知 （新規）	● インセンティブ制度の平成 30 年度結果（平成 32 年度保険料率への反映状況）を周知することで、加入者の各種指標の数値向上に向けた意識付けを行い、加入者自身の更なる取組を促す。 ● 健康保険制度全般の仕組みや医療のかかり方に関する各種取組等を周知することで、医療費適正化に向けた加入者の更なる取組を促す。	2,558 千円
				11,534 千円

● 保健事業予算

予算区分	分類	事業名	事業概要	予算額 (単位：千円)
健診関連経費		事業者健診H b A 1 c 追加検査費	● 事業者健診の実施時に、食直後のため随時血糖が測定できない場合、健診データを提供するためH b A 1 c を追加で測定した際の費用を負担する。	1,134 千円 (前年度：945 千円)
保健指導委託経費		中間評価時の血液検査費	● 特定保健指導の実施から3か月経過後、効果を確認するための血液検査に対する費用を負担する。	2,290 千円 (前年度：1,944 千円)
健診及び保健指導に係る事務経費		健診実施機関実地指導旅費	● 健診や特定保健指導等の実施要綱および事務処理要領に基づく実地指導および健診実施機関と打ち合わせ等のための旅費。	16 千円 (前年度：16 千円)
		医師謝金	● 保健指導に関して医学的な意見・助言を行う医師に対して支払う報酬。	13 千円 (前年度：13 千円)
		保健指導用データ等送料	● 支部と保健指導保健師等との郵送料金。	320 千円 (前年度：319 千円)
		保健指導用パンフレット作成等経費	● 特定保健指導の際に使用するパンフレットの購入や案内文書等の印刷費用。	800 千円 (前年度：44 千円)
		保健指導用事務用品費 (測定用機器類等)	● 特定保健指導の際に使用する測定用機器や特定保健指導訪問ルート検索ツール等の購入費用。 ※ 増額分は、新たに特定保健指導訪問ルート検索ツールを購入する費用。	1,200 千円 (前年度：120 千円)
		保健指導用図書購入費	● 保健指導保健師等の知識習得のための図書購入費用。	55 千円 (前年度：55 千円)
		公民館等における特定保健指導	● 特定保健指導を事業所や支部窓口以外で実施する際の会場利用料。 (土曜相談等)	20 千円 (前年度：25 千円)
	集団健診		特定健診に係る集団健診 (出張健診) の実施	● 協会が主催して被扶養者向けに、富山県内で市町村が実施するがん検診との同時実施や、集客力のあるショッピングモールで集団健診を実施する。 ※ 増額分は、実施回数増による追加費用。

予算区分	分類	事業名	事業概要	予算額 (単位：千円)
健診及び保健指導に係る事務経費	事業者健診の結果データの取得	事業者健診結果の入力委託 (新規)	● 紙媒体で取得した事業者健診結果をデータ化するため入力業務を委託する。(約 3,000 件)	984 千円
		事業者健診結果データの作成・提供	● 事業所が事業者健診結果を提供する際に、自社でデータ化した場合の手料を支払う。データ化できない場合の対応として、紙媒体で提供を依頼するための返信用封筒を作成する。(約 1,200 件)	409 千円 (前年度：324 千円)
		県・労働局と協会の連名による事業主への勧奨	● 富山県と労働局と協会けんぽの3者連名による同意書提出の勧奨文を送付し、併せて委託業者による電話勧奨を行う。(約 2,000 社)	1,382 千円 (前年度：2,284 千円)
		健診推進経費	● 健診機関に対し、生活習慣病予防健診の実施件数及び事業者健診データの提供件数が目標値を上回った際に、インセンティブ(報奨金)を支払う。 ※ 増額分は、新たに生活習慣病予防健診の実施件数に対するインセンティブを追加する費用。	9,070 千円 (前年度：3,548 千円)
	健診受診勧奨等経費	生活習慣病予防健診・特定健診受診券に同封するチラシの作成	● 生活習慣病予防健診申込書の一斉案内の際に、支部独自の特定保健指導や事業者健診にかかるチラシを作成する。(約 20,000 枚) ● 「被扶養者向けの周知用リーフレット」 (新規) 及び「健診機関一覧表」、「年度当初の各市町村の集団健診一覧表」を作成する。(約 50,000 枚) ※ 増額分は、「新たに被扶養者向け周知用リーフレット」を購入する費用。	4,666 千円 (前年度：2,080 千円)
	保健指導利用勧奨経費	特定保健指導の未実施者に対する再勧奨・注意喚起(文書勧奨) (新規)	● 特定保健指導の未実施者に対して、再度の実施勧奨及び実施に結びつかない方でも自身の健康管理に留意いただく旨(次回対象者にならないよう注意を促すなど)の通知を行う。(約 20,000 人)	948 千円
		ホームページを活用した特定保健指導実施率向上のためのオンライン予約 (新規)	● 協会のホームページを利用して、3か月先までの予約状況(空き状況)をお知らせし予約できるシステムの構築及び改修を行う。	1,431 千円

予算区分	分類	事業名	事業概要	予算額 (単位：千円)
その他の 保健事業 経費		保健事業計画アドバイザー 経費	● 支部の保健事業やデータ分析に係るアドバイザーに対して支払う報酬。	292 千円 (前年度：365 千円)
	コラボヘルス事業	とやま健康企業宣言に係る 普及啓発事業	● 「とやま健康企業宣言」の普及啓発を目的として、健康経営セミナーの開催や各種広報等による周知を行う。 ※ 「とやま健康企業宣言に取り組む事業所の健康づくり支援」に係る事業を見直し、当該費用を普及啓発事業にて一部計上。	4,376 千円 (前年度：1,969 千円)
		とやま健康企業宣言に取り組む事業所の健康づくり支援	● 「とやま健康企業宣言」の事業運営に当たり、宣言証等の発行や認定審査、健康づくりに係る事業所支援等を行う。	1,688 千円 (前年度：3,818 千円)
		富山県との共同による健康合宿の開催	● 富山県との共同で、県民の生活習慣病の発症や重症化予防の推進を行うことを目的に、1泊2日体験型の健康合宿を開催する。	374 千円 (前年度：503 千円)
		健康づくり等に関する事業所実態調査 (新規)	● 平成 26 年度に富山支部において実施した事業所実態調査と同様の調査を再度実施し、事業所における健康づくりの状況や課題、平成 26 年度からの変化を把握し、これまでの保健事業の効果検証を行う。	2,019 千円
		情報提供ツール	事業所健康度診断の提供	● とやま健康企業宣言事業推進のため、富山支部で独自に作成したツールを活用し、富山支部加入事業所に対して事業所健康度診断を送付する。
		未治療者受診勧奨	● 血圧、血糖の検査数値が一定以上の方に対し受診勧奨文書を送付する。(約 1,200 人)	156 千円 (前年度：78 千円)
	重症化 予防対策	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策 (新規)	● 糖尿病性腎症の未治療者及び治療中断者と思われる方に対し受診勧奨文書を送付する。(約 18,000 人)	1,400 千円
		その他の重症化予防対策	● 服薬治療中だが、血圧、血糖の検査数値が一定以上の方に対し注意喚起文書を送付する。(約 1,200 人)	156 千円 (前年度：52 千円)
	その他の 保健事業	地域イベントにおける出前健康相談事業	● 地域イベントで健康測定機器を用いた健康測定や相談事業を実施し、健診・健康づくりの啓発を行う。	482 千円 (前年度：576 千円)
		39 歳の加入者向け次年度特定健診の案内 (新規)	● 健康への関心を高め健診実施率向上を図るため、39 歳の被扶養者に対し、40 歳から特定健診がスタートすること及び在宅でできる血液検査の案内を送付する。(39 歳被扶養者約 1,100 人)	1,267 千円